

□掲載した情報は、環境省による暫定的な翻訳であり、また最新のものとは限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。
□最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント（連絡先）を通じて、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。

【環境省暫定訳】

HJ

中華人民共和国国家環境保護基準

HJ 628-2011

生物遺伝資源採取技術規範(試行)

Regulation for the collection of genetic resources

本電子版は公布稿であり、中国環境科学出版社が出版する正式な標準原文を基準とする。

2011-09-09 公布

2012-01-01 実施

環境保護部 公布

原文リンク : http://english.mep.gov.cn/standards_reports/standards/Eco_Environment/201201/W020110919493822434742.pdf

(最終アクセス日 : 平成 27 年 7 月 22 日)

目次

前言	II
1 適用範囲	1
2 規範性引用文書	1
3 用語と定義.....	1
4 基本原則	1
5 作業手順	2
6 採取前の準備.....	2
7 採取人員	2
8 採取用具と材料	2
9 採取方法と対象	2
10 採取の数量.....	3
11 採取サンプルの処理と保管	3
12 採取動物の後処理	4
13 倫理規範	4
14 安全措置	4
15 記録.....	4
16 重複採取	4

前言

『中華人民共和国環境保護法』、『中華人民共和国野生動物保護法』、『中華人民共和国野生植物保護条例』、『中華人民共和国自然保護区条例』等を実施するため、中国の生物遺伝資源の採取を規定し、生物遺伝資源の保護を強化し、生物遺伝資源の研究及び利用を促進するために本基準を制定する。

本基準は中国の境界内における野生生物遺伝資源採取に関する手順、技術規則及び注意事項等を規定するものである。

本基準は最初の公布となる。

本基準は環境保護部科技標準司が構成立案する。

本基準の主要起草組織:環境保護部南京環境科学研究所。

本基準は環境保護部が 2011 年 9 月 9 日に承認した。

本基準は 2012 年 1 月 1 日より施行する。

本基準は環境保護部によって解釈がなされる。

生物遺伝資源採取の技術規範

1 適用範囲

本基準は野生生物の遺伝資源採取に対する手順、技術規則及び注意事項等を規定する。

本基準は中華人民共和国の境界内における野生生物遺伝資源(動物、植物、大型真菌類等)の採取に適用する。

2 規範性引用文書

本基準は以下の文書またはその中の条項を引用した。

『国家重点保護野生動物名録』(国函[1988] 144 号)

『国家重点保護野生植物名録(第一号)』(国函[1999]92 号)

3 用語と定義

以下の用語と定義を本基準に適用する

3.1 生物遺伝資源 genetic resources

実質的または潜在的な価値(経済、社会、文化、環境等の価値)を有し、遺伝の機能的単位を有する植物、動物、微生物、その他に由来する素材であり、種及び種以下の分類単位(亜種、変種、変形、品種、種族、類型)を含み、個体、器官、組織、細胞、染色体、DNA 断片及び遺伝子等、多種の形態を包括する。

3.2 非侵襲的サンプリング non-invasive sampling

捕獲しない、ひいては動物を見ることがない状況下において、脱落した体毛、羽毛、糞便、食物残滓、卵の殻、さなぎの殻等のサンプルを採集する方法である。

3.3 非破壊的サンプリング non-destructive sampling

捕獲した動物から血液、体毛、羽毛、鱗片、足指等の組織を採取し、その生理機能に重大な影響を与えないサンプリング方法である。

3.4 破壊的サンプリング destructive sampling

重大な傷害、ひいては動物を殺し、生の筋肉や器官等の組織サンプルを採集する方法である。

4 基本原則

4.1 合法的原則

生物遺伝資源の採取は、国家の関連法律法規の規定に違反してはならず、採取前に関連規定に従い国家または地方の関連主管部門へ申請し、認可を受けたうえで採取を実施できるものとする。

4.2 保護的原則

生物遺伝資源を採取するときには、まず非侵襲的サンプリングを選択し、その次に非破壊的サンプリングとするものとし、特別な必要性がある場合を除き破壊的サンプリングは行ってはならない。採取するサンプルの量を制御し、できるだけ生物体への影響や傷害を抑えるものとする。採取活動によって種の個体群や生息環境を破壊してはならない。

4.3 出所開示の原則

採取した生物遺伝資源は必ず確実な出所を開示しなければならない。それには採取した時間、場所、分類単位等の情報を含む。

5 作業手順

生物遺伝資源採集の基本手順は、採取前の準備、採取実施、サンプルの処理と保管、記録等を含む。

6 採取前の準備

6.1 国家重点保護対象の野生動物、野生植物の遺伝資源(『国家重点保護野生動物名録』及び『国家重点保護野生植物名録(第一号)』参照)を採取する場合、関連する法律、法規の規定に従い、関連主管部門へ申請し、認可を受けたうえで採取を実施できるものとする。自然保護区内で遺伝資源を採取する場合、保護区管理機構へ申請し、認可を受けたうえで採取を実施できるものとする。

6.2 重点保護及び絶滅危惧生物の遺伝資源を採取する前に、その形態、生理及び分布を十分に研究するものとし、採取活動により取り返しがつかない破壊が起きないようにする。

6.3 採取の前に万全の採取計画を策定するものとし、野生生物の分布エリアを理解し、現地の自然状況に応じて採取経路図を策定し、無計画な採取活動による自然生息地の破壊が起きないようにする。

6.4 採取路線は生物個体群(地域個体群)の分布辺縁から中心地帯に向かって進む方法をとるものとし、生物個体群(地域個体群)の辺縁分布の個体を優先して採取する。保護区内で採取する場合、実験区、緩衝区の順に沿って進めるものとする。

7 採取人員

採取人員に対して専門的な訓練を行うものとし、採取目標の種の分類学、形態学知識及び生活習性、生息環境と捕獲技術等を把握させる。

8 採取用具と材料

8.1 捕獲道具は、捕獲網、自己製作の罟や麻酔銃(針)等を含み、採取対象に応じて選択するものとする。

8.2 処理器材は、はさみ(医療用または科学研究レベルのもの)、解剖メス、ピンセット、キャップ付きプラスチック試験管(または遠沈管)、キャップ付きの広口瓶、スポイト、密封ビニール袋、スズ箔ボックス、ラテックス手袋、手動遠心分離機等を含む。器材は、組織の汚染や伝染病を防ぐために、あらかじめ洗浄し消毒するものとする。

8.3 記録用具はマーカーペン、紙ラベル、鉛筆等を含む。

8.4 処理及び保管材料は、蒸留水、液体窒素、ドライアイス、90%~100%エタノール、DNA 緩衝液、抗凝固剤等を含む。

9 採取方法と対象

9.1 基本要求

遺伝資源を採取するときは、まず非侵襲的サンプリングを選択するものとし、動物が落とした体毛や羽毛、糞便、食物残滓、卵の殻、さなぎの殻等のサンプルを集めることで、サンプルに残された細胞から遺伝資源を取り出す。非侵襲的サンプリングを行うことができない、あるいは更に高品質の遺伝資源が必要な場合、非破壊的サンプリングを採用できるものとする。特別な必要性がある場合を除き破壊的サンプリングは行ってはならない。各生物グループで常用される非破壊的サンプリング方法は9.2-9.7を参照すること。

9.2 哺乳動物

大型の哺乳動物は麻酔銃を撃ち捕捉することができる。げっ歯類等の小型の哺乳動物は箱罠で生け捕りし、その後麻酔針によって麻酔することができる。哺乳動物を捕獲した後、毛包を含む体毛を採取するか、あるいは首(耳)の静脈から採血する。採取対象は成熟した個体を主とし、幼体及び繁殖期や哺乳期の母体はできるだけ捕獲しない。

9.3 鳥類

鳥類は網で捕獲することができ、網目の大きさは鳥類の体型によって変わる。鳥類の習性に従い、それが出没する森林の周縁部、水域、草地等の場所に網を設置し、鳥類を捕獲した後、羽毛を採取するか、あるいは羽(脚)の静脈から採血する。

9.4 両生類、爬虫類

両生類、爬虫類は落とし穴、網具、投げ縄等の方法で捕獲することができ、捕獲後はその足指または尾の先端を切り取る。

9.5 魚類

魚類は魚網で捕獲し、網具の選択および網目の大きさは魚類の体型によって決める。捕獲後は鱗をはぐかあるいは鰭条を切り取る。

9.6 無脊椎動物

無脊椎動物は種類や生活習性に基づき採取方法を定めるものとする。飛行昆虫に対しては網で捕らえたり、誘虫灯で捕獲したりすることができる。爬行する昆虫や軟体動物等は落とし穴で捕獲することができる。水生及び底生の軟体動物、扁形動物及び節足動物等は、すくい網、トロール網、浚渫機等の道具で捕獲することができる。無脊椎動物を捕獲後、羽、殻、筋肉等の組織を採取する。

9.7 植物と大型真菌類

植物と大型真菌類の採取は、動物の非破壊サンプリングの原則を参照するものとし、新鮮な葉、芽、花、種子、子実体等の組織を採取ことができ、地下の根や茎はできるだけ採取しない。

10 採取の数量

できるだけ少ないサンプルを採取するものとし、通常は 50 μ l の血液または 200mg の組織でよい。もし研究または開発作業の必要があれば、適宜採取量を増加できるが、生物体の正常な成長、繁殖及び活動に影響を与えてはならない。重点保護及び絶滅危惧種の採取量は厳格に制御しなければならない。

11 採取サンプルの処理と保管

11.1 採取時は消毒を経たラテックス手袋をはめ、ピンセットでサンプルを挟み取り、サンプルを採取後に蒸留水で洗い流す。

11.2 動物組織を清潔なプラスチック管または広口瓶に入れ、密封後に液体窒素またはドライアイスの中に入れて保存するか、あるいは 90%~100%のエタノールまたは DNA 緩衝液をたらし込み、組織を浸して保存してもよい。

11.3 血液サンプルには抗凝固剤を加えて十分に混ぜ、その後自然に沈殿するのを待つか、あるいは手動遠心分離機で遠心分離を行い、血液細胞と血漿を分離させ、血漿を捨て去り、血液細胞を液体窒素またはドライアイスに入れて保管する。

11.4 植物組織はビニール袋に入れ、1:10 の比率でシリカゲルを加え、その中の空気を押し出し、袋の口を密封した後でスズ箔ボックスに入れて光を避けながら保存する。

11.5 採取したサンプルは、リスクを避けるために少なくとも 2 つに分けて保管する。サンプルは 1 週間以内の実験室へ送り実験を行うか、あるいは長期保存するものとする。

12 採取動物の後処理

遺伝資源を採取した動物を放っておくことはできず、その傷口に対して止血と消毒を行い、完全に意識が戻ってから元の場所で放免するものとする。

13 倫理規範

生きている動物に対して処置を行う場合、素早く、慎重に取り扱い、できるだけ苦痛を軽減させるようにするものとする。

14 安全措置

野生動物の遺伝資源を採取する際は十分な安全・防備措置を取る必要がある。猛獣、毒蛇等の危険動物を捕獲及び処理する際は、安全に注意し、負傷を避ける必要がある。げっ歯類や鳥類等の潜在的な疫病源となる動物に対しては、防疫保護に注意し、必要があれば免疫注射を行うものとする。

15.1 関連する主管部門及び保護区へ届け出るため、採取した遺伝資源サンプルはすぐに番号を振り、詳細なファイル記録をとる必要がある。

15.2 ファイル記録の基本内容は少なくとも以下を含むものとする：

- (1) 採取者の基本情報(姓名、身分証番号、所属機関、住所、連絡方法)
- (2) 許認可部門と許認可文書番号
- (3) 採取の目的(採取する遺伝資源の使用目的を明記する)
- (4) 採取の時間
- (5) サンプル番号
- (6) 採取場所の情報(地理的位置、植生タイプ、生息地の状況、経緯度座標、海拔高度、温度、湿度、写真等)
- (7) 採取する遺伝資源の基本情報(中国語名、学名、分類単位、採取形態、採取数量等)

16 重複採取

通常、採取者が重複採取する場合には再度申請を行わなければならない。但し、科学研究目的の高等教育機関や研究所に対しては、関連主管部門と協議することにより、一定期間における採取計画書を締結することができる。